

## 生駒市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年4月2日

生駒市監査委員 藤本 勝美

生駒市監査委員 井上 圭吾

生駒市監査委員 下村 晴意

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

平成30年1月5日から平成30年3月2日まで

#### 3 監査の対象

総務部	総務課（公平委員会を含む。）
地域活力創生部	いこまの魅力創造課
市民部	環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）
建設部	事業計画課
教育振興部	学校給食センター 生駒東小学校、鹿ノ台小学校、生駒南第二小学校、真弓小学校、 俵口小学校、生駒中学校、鹿ノ台中学校、認定こども園生駒幼稚園、 生駒台幼稚園、壱分幼稚園、小平尾保育園 子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）
生涯学習部	スポーツ振興課
選挙管理委員会	

#### 4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、現金の取扱い、契約事務が法令等の規定どおりの処理となっているか、委託業務の履行確認が適切に行われているか及び行政財産の目的外使用についてを重点項目として監査を行った。

## 5 監査の結果

### (1) 行政財産の目的外使用について

#### ア 監査の目的

行政財産とは、地方公共団体が公用又は公共用に供し、又は供することを決定した公有財産であるため、貸付けや交換、売払い等や私権を設定することは原則として禁止されている（地方自治法第238条の4第1項）。しかし、貸付けについては、同条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合に認められており、また、同条第7項により、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可（いわゆる「目的外使用許可」）することができ、この許可により行政財産を使用させる場合には、使用料を徴収することができる（地方自治法第225条）。

今回の監査では、平成29年度定期監査対象課等が管理する行政財産の目的外使用許可及び貸付けの状況を把握し、その手続きや使用料の算定等の事務について法令等に基づき適正に行われているかを検証し、今後の事務改善に資することを目的とした。

#### イ 監査の方法

提出された行政財産の目的外使用許可又は貸付状況に関する調書及び関係資料を審査し、必要に応じて担当職員からの聞き取り調査等を行った。

#### ウ 監査の着眼点

- (ア) 目的外使用許可等に係る手続きは適正に行われているか。
- (イ) 使用料等の算定及び徴収事務は適正に行われているか。
- (ウ) 使用料を減免している場合、生駒市行政財産使用料条例（以下「行政財産使用料条例」という。）等に基づき適正に行われているか。

※行政財産のうち、下水道及び市営住宅については、下水道条例及び市営住宅条例等で個別に占用や目的外使用に関する手続き、占用料の徴収等について定めており、行政財産使用料条例は適用除外となる（以下「適用除外財産」という。）。

#### エ 監査の結果

- (ア) 目的外使用の許可等の状況について

目的外使用許可及び貸付けの用途別の状況は次の表のとおりである。

目的外使用許可については、多くが公益事業者の設置する電柱、架空線、地下埋設管及び通信基地局に対するもので全体の66%を占めている。また、自動販売機については、すべてが公の施設の指定管理者が自主事業として設置しているものである。

貸付けについては5件あり、貸付先はボランティアグループ、（一財）生駒メディカルセンター及び奈良県である。

用途 所管	電柱支線類	線類 (架空線等)	管等地下 埋設物	自動販売機	自治会 掲示板	その他
市民活動推進課	1					
市民活動推進センター						(貸付) 1 ららぽーと2階湯沸室をボランティアグループに貸付
営繕課	11	3	1		2	(使用許可) 3 【内訳】 自治会ごみ集積所 1 市営住宅駐車場 1台分 ※デイサービスセンター幸楽送迎用 公共下水道施設 1
障がい福祉課						(使用許可) 1 福祉センターの一部を障がい者支援事業の拠点として特定非営利活動法人に使用許可
こども課	17	2				(使用許可) 1 共同太陽光発電所 (生駒市民パワー)
高齢施策課	22	2	2	1		(使用許可) 2 【内訳】 標識 1 (奈良県) 太陽光パネル 1 (生駒市民パワー)
地域包括ケア推進課	1					(貸付) 1 あすか野介護予防拠点施設の一部を (一財)生駒メディカルセンターに貸付
下水道課	15		5		1	(使用許可) 8 【内訳】 進入路 7 鉄道橋 1
竜田川浄化センター	12					
スポーツ振興課	5			23		(使用許可) 6 【内訳】 雨量観測所 1 四等三角点 1 防災行政MCA無線拡声子局 3 通信基地局 1
総務課		1				(使用許可) 5 【内訳】 職員労働組合事務所 職員労働組合用駐車場1台分 職員互助会 南都銀行派出所及びATM 清掃委託業者控室  (貸付) 3 【内訳】 ・生駒警察署元町職員住宅敷地 ・高山駐在所敷地 ・生駒台駐在所敷地
合計	84	8	8	24	3	目的外使用許可 26 貸付 5
総合計				目的外使用許可 153 貸付 5		

※ 表中「電柱支線類」～「自治会掲示板」はすべて使用許可

(イ) 目的外使用許可事務について

概ね適正に処理されていたが、監査日時点において、許可期限を経過しているにも関わらず更新手続きが行われていないものがあつたため、適正な事務処理を求めた。

また、適用除外財産を除き市として目的外使用の許可事務の具体的な手続きや申請書の様式等を定めた規程等がなく、統一的な事務処理が行われていない状況であるため、事務処理規程や財産管理マニュアル等の整備を検討されたい。

(ウ) 使用料の算定について

目的外使用料の算定方法については、適用除外財産を除き行政財産使用料条例第3条に規定されており、次の3つのいずれかの方法となる。

- ① 生駒市道路占用料に関する条例（以下「道路占用料条例」という。）の別表に掲げる工作物等（電柱や地下埋設管等）を設置するために、土地又は建物を使用する場合は、同表の規定に準じて算出
- ② 道路占用料条例に規定のないものについては、市長の評定した土地価格や建物価格に一定の割合を乗じるなどして算出
- ③ 上記①及び②が適当でない場合や土地、建物以外の行政財産を使用する場合は市長が定める額

上記①の道路占用料条例に規定のあるものについて、一部、別表の適用の取り違え等の算定誤りや、上記③を適用して算出しているケースで、算出根拠が不明確なものがあつたため適正な事務処理を求めた。

(エ) 使用料の減免について

使用料の減免については、適用除外財産を除き行政財産使用料条例第5条第1号で「国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に使用する場合」、同条第2号で「その他市長が特に必要があると認める場合」に減免することができると規定している。使用料の減免措置を行っているものは49件で全体の約3割を占めている。そのすべてが全額減免であるが、その中で減免申請書のないものが複数件認められた。また、減免決定に係る起案に、具体的な減免理由の記載や行政財産使用料条例第5条の第何号に該当するかの明示のないものが認められた。

行政財産使用料条例には、減免申請に関する規定はないものの、使用料の減免措置はあくまで例外的な措置であることに留意し、申請者からの書面による減免の意思を確認した上で判断すること、また、減免に当たっては減免理由を具体的に起案に記載するよう求めた。減免の判断に当たっては、市として統一的な基準が必要と考えられるため、行政財産使用料に係る減免取扱要綱等の作成を検討されたい。

(オ) 使用料の徴収について

行政財産使用料条例第4条第1項では、使用料は前納とし、例外的に市長が特に必要があると認める場合は、後納又は分割で納付させることが可能となっている。この

ため、通常、許可期間が単年度の場合は、年度当初に納付させ、複数年度の場合は、初年度の当初にまとめて納付させることになるが、許可期間が複数年度のもので、特別な理由なく年度ごとに分割して納付させていたものがあり、今年度分については監査日時点で納入通知書が発行されていなかったため、適正な処理を行うよう求めた。

(カ) 行政財産の貸付けについて

概ね適正に処理されていたが、契約内容に暴力団排除条項が入っていないものが認められた。公有財産の貸付けは暴力団排除措置対象事務事業に含まれているため、改善を求めた。

(2) その他の事項について

事務処理等は、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行ったが、第1回、第2回の定期監査を通して、複数の課において以下の事項が散見されたため、適正な事務処理に努められたい。

ア 随意契約について

(ア) 随意契約理由が希薄又は根拠規定が誤っているもの。

(イ) 随意契約ガイドラインでは、予定価格が5万円以上であっても見積徴取者数を1者とすることができる場合を定め、1者とした場合は原則として価格の妥当性を証する資料（積算資料、類似契約資料等）を添付すると定めているが、見積徴取を1者とした場合において、1者のみとなった理由及び価格の妥当性を証する資料の添付のないもの。

イ 事務処理の遅延等について

(ア) 支払事務、旅費請求、資金前渡金の精算及び補助金交付事務等において、特別な理由なく数箇月以上処理が遅延しているもの。

会計規則、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（地方公共団体にも準用される。）、補助金交付要綱等に基づき事務処理の遅延のないよう留意されたい。

(イ) 意図的又は疑いのある分割発注

なお、各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

## 総務部

### 総務課(公平委員会を含む。)

1 監査実施日 平成30年1月17日～1月19日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 財産貸付収入について

普通財産である市有地の貸付収入について、契約書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

イ 物品売払収入について

生駒市誌の売払収入等について歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 雑入について

広報紙・ホームページバナー広告料、市庁舎太陽光発電に係る売電収入、コピー代収入等について、契約書、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託業務の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

イ 売払物品(生駒市誌)の管理について

受払簿及び売払物品現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

## 地域活力創生部

### いこまの魅力創造課

1 監査実施日 平成30年1月26日

2 監査結果

(1) 歳入について

企業版ふるさと納税寄附金及びIKOMA SUN FESTA協賛金について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票について照合・確認したところ、関係法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を検査・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市民部

### 環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）

1 監査実施日 平成30年2月21日～2月23日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 衛生使用料について

火葬場使用料について、抽出により死体埋・火葬承認書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 衛生手数料について

(ア) ごみ処理手数料について

家庭系ごみ及び事業系ごみ処理手数料について、抽出によりレジスター月間集計表、清掃リレーセンター搬入状況表、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(イ) し尿処理手数料について

抽出により納入済通知書、調定伝票等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(ウ) 犬の登録手数料等について

犬の登録手数料、犬猫等死骸処理手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料等について、登録申請書、処理簿、調定伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 雑入について

古紙等売払収入等について、契約書、回収実績報告書、売払代金明細書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

事業系指定ごみ袋(可燃)の作成業務について、一般競争入札(2者応札)を行った際、仕様書の品質の要件が詳細でなかったこと等により、一部裂け易いごみ袋が納品された。このため、取替え等の対応が増加し、結果的に高品質の袋を追加発注することとなったが、ごみ袋のデザイン等により、契約の相手方が限定されることになり、一般競争入札を実施しても1者のみの応札となった。今後は、品質の維持と入札への参加しやすさの両方に留意して仕様書の見直しを行われたい。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

ア 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

イ 売払物品(指定ごみ袋)の管理について

受払簿及び売払物品現物の照合・確認並びに担当職員から事情聴取したところ、適正に管理されていた。

# 建設部

## 事業計画課

1 監査実施日 平成30年2月19日～2月20日

2 監査結果

(1) 歳入について

地籍調査成果交付手数料等の収入について、手数料集計表、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)について照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を検査したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

南生駒駅周辺整備基本計画検討業務及び小瀬地内整備検討資料作成業務について、本来は一体的な業務として一般競争入札に付すべきところ、短期間内で個別に随意契約を行っていたため、入札に付すことができるよう計画的な事務の執行に努めるよう求めた。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

旅行命令簿について、奈良県内や県外の隣接市等への出張等で旅費の発生しない場合は作成していなかった。公用車及び自転車等による市内出張は口頭による命令でも可であるが、それ以外については旅費発生の有無にかかわらず旅行命令簿の作成が必要であるため、適正に処理されたい。

(3) 委託業務の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、業務は実施しているものの、契約書に定める報告書の提出がないものがあったため、委託業務の適正な履行確保のため受託者への指導及び担当者の業務報告書の確認の徹底を求めた。

(4) その他の事項について

ア 窓口つり銭用現金の管理について

管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

# 教育振興部

## 学校給食センター

1 監査実施日 平成30年1月5日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求明細書、給食費納入通知書等について照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、過年度滞納分で今後も納付される見込みのないものについては、不納欠損処理を検討されたい。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託業務の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 生駒東小学校

1 監査実施日 平成30年1月30日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されていた。

イ その他の収入事務について

電話使用料について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されていた。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業報告書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 生駒南第二小学校

1 監査実施日 平成30年1月31日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されていた。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業報告書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 真弓小学校

1 監査実施日 平成30年2月5日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 俵口小学校

1 監査実施日 平成30年2月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、出納帳、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

電話使用料について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 鹿ノ台小学校

1 監査実施日 平成30年2月5日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 生駒中学校

1 監査実施日 平成30年1月30日

2 監査結果

(1) 歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿

の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 鹿ノ台中学校

1 監査実施日 平成30年2月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 学校給食費の徴収事務について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他収入について

電話使用料について確認したところ、法令等に基づき概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為何書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 生駒台幼稚園

1 監査実施日 平成30年2月14日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 通園費の収入事務について

調定伝票、収入伝票、通帳等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 預かり保育利用料の収入事務について

申請書、預かり保育利用状況表、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 認定こども園 生駒幼稚園

1 監査実施日 平成30年2月13日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 通園費の収入事務について

調定伝票、収入伝票、通帳等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 預かり保育利用料の収入事務について

申請書、預かり保育利用状況表、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 延長保育料及び給食費等の収入について

歳入整理簿、保育時間延長申込書、延長保育料利用実施表、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 壱分幼稚園

1 監査実施日 平成30年2月7日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 通園費の収入事務について

調定伝票、収入伝票、通帳等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 預かり保育利用料の収入事務について

申請書、預かり保育利用状況表、収入伝票、歳入整理簿等を照合・確認したところ、概ね適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

イ 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

## ウ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

## 小平尾保育園

1 監査実施日 平成30年2月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

延長保育料及び給食費等の収入について、歳入整理簿、保育時間延長申込書、延長保育料利用実施表、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

ア 郵券類の取扱いについて

受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理について

備品について、管理状況を確認したところ、適正に行われていると認められた。

## 子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）

1 監査実施日 平成30年2月8日～2月9日、3月2日

2 監査結果

(1) 歳入について

講座テキストの販売に係る収入について、調定伝票、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を検査・確認したところ、関係法令等に基づき概ね適正に処理されていた。

イ その他支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

子育て短期支援事業に係る委託料の支出について、市は実施報告書が提出された時点で支出負担行為伺書を作成していたが、本来は、市が利用を決定した時点で、支出負担行為伺書の作成が必要となるため、適正な事務処理を求めた。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 生涯学習部

### スポーツ振興課

1 監査実施日 平成30年1月9日～1月11日、2月15日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 体育施設使用料について

歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等の照合・確認を行ったところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産貸付収入について

井出山体育施設で市が指定管理者に貸し付けている機器の貸付収入について、協定書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 雑入について

体育施設命名権収入等について、契約書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されていたが、以下の点について改善を求めた。

生駒北スポーツセンターの排水は浄化槽を經由して隣接する調整池に流入するため、市は調整池から採水して分析調査した結果を近隣の団体に報告している。今年度は、初回の調査で基準値を超えた検査項目があり、その後2回、採水分析調査を行ったが、数値が基準値を下回った3回目の検査結果のみを報告していたため、適切な情報開示を行うよう求めた。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) その他の事項について

指定管理施設の修繕について、以下の通り改善を求めた。

基本協定書及び年度協定書では市と指定管理者のどちらが施設の修繕を行うかについて、金額や内容等に応じて定めているが、現状は市と指定管理者の協議により、その都度、修繕の実施主体を決めていたため、基本協定書等に基づいて執行するよう求めた。

## 選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 平成30年1月15日～1月16日

2 監査結果

(1) 歳入について

第48回衆議院議員総選挙執行経費交付金等の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、法令等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 委託料の履行確認について

契約書等に定める業務の履行確認書類について、抽出により確認したところ、契約書等に基づき概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4) 郵券類の管理について

受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。